

内閣総理大臣 安倍 晋三様

2019年2月27日

日本キリスト教会

靖国神社問題特別委員会

委員長 古賀 清敬

「内奏」の誇示、天皇の政治利用への抗議声明

貴職が2月21日に天皇に「内奏」をしたこと、さらに翌22日には天皇即位を控えている皇太子を訪問して、国内外の政治状況について報告した旨の報道がなされている。

この行動は、かつての大日本帝国憲法下でなされていた「内奏」の復活であり、象徴である天皇は政治に一切関わってはならないとする現憲法に対する重大な違反である。貴職が報告すべきはあくまでも主権者たる国民により選出され「国権の最高機関である」国会（憲法第41条）に対してであって、天皇や皇太子では断じてあり得ない。また、この暴挙は憲法第72条に規定された内閣総理大臣の職務を逸脱する越権行為である。

これまでの政権でも「内奏」と言われる行為が行われてきたが、あくまでも国事行為のための連絡調整という形式がとられ、憲法違反との疑義をはばかりその公表については抑制的であった。それを「内奏」がさも当然であるかのように公然と強行したのは、従来の一線を越えた憲法への挑戦である。とりわけ韓国の徴用工裁判や国会議長の「慰安婦」をめぐる発言、天皇代替わり、イージス・アショアの配備や護衛艦の空母化、辺野古新基地建設の賛否を問う沖縄県民投票の状況下での「内奏」・面会の誇示はあからさまな天皇の政治利用である。

このような違反と越権行為は、天皇が象徴以上の特別な存在であるかのような錯誤を内外に引き起こし、貴職の政治的立場や主張、政策を天皇があたかも了解、承認したかのような印象をふりまく政治利用にほかならない。そのような権限はもとより天皇には付与されてはいないが、貴職は人々を欺き、天皇によって自己を権威付け、正当化し、さらに天皇元首化へとけん引しようとしており、政治的意図を含む悪質な行為であると断じざるを得ない。

貴職がなすべきは天皇ではなく国会への報告であり、それに対する質問への誠実で真摯な答弁であり、虚偽と強行ではなく、公正と正義によって政治的責任を果たすことである。

以上

(連絡先)

東京都豊島区千早3丁目37-2

日本キリスト教会豊島北教会気付

電話 03-3959-4052